

代金取立規定

1. (この規定の取引に係る契約の成立)

この契約は、お客さまから当行所定の申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに成立するものとします。

2. (取扱証券類)

手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。

3. (要件の補充等)

- (1) 手形要件(特に振出日、受取人)、小切手要件(特に振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (2) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続をお済ませください。
- (3) 手形、小切手の取立にあたっては、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額により取扱います。

4. (手数料等)

- (1) 代金取立の受託にあたっては、店頭掲示の代金取立手数料をいただきます。なお、証券類の組戻し、不渡返却があった場合または店頭呈示を要した場合には、その手数料を別途お支払ください。
- (2) 特別な依頼により要した費用は、別途お支払ください。

5. (発送)

証券類の取立を当行の他の本支店または他の金融機関に委託して行なう場合には、当行が適当と認める時期、方法により発送します。

6. (引受けのない手形等の取扱い)

- (1) 引受けのない為替手形については、支払人に取立受託の旨の通知を発信するとともに、引受けおよび支払いのための呈示をする義務を負いません。
- (2) 手形交換による呈示ができない証券類についても同様とします。

7. (取立代金の入金)

- (1) 手形のうち支払期日までに当行所定の余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので、当行が「期日入金手形」として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に預金元帳へ入金記帳します。
この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の銀行間における不渡通知時限経過後に当店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。
- (2) 「期日入金手形」以外の証券類については、銀行間における入金報告によりその決済を確認のうえ預金元帳へ入金記帳し、支払資金とします。

8. (証券類の不渡り)

- (1) 証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、「期日入金手形」についてはその金額を預金元帳から引落します。
- (2) 不渡りとなった証券類は当店で返却しますから、当行所定の返却手形受領書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
- (3) 前項の証券類については、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、権利保全の手続をします。

9. (証券類の組戻し)

- (1) 証券類の組戻しを依頼する場合には、支払期日の前日までに当行所定の取立手形組戻依頼書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
- (2) 組戻しをした証券類は当店で返却しますから、当行所定の返却手形受領書に預金取引の届出印を押印して提出してください。

10. (免責)

証券類が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事由によって紛失、滅失、損傷または延滞したために生じた損害については、当行は責任を負いません。やむをえない事由による通信機器、回線の障害等によって通信が遅延したために

生じた損害についても同様とします。

11. (譲渡、買入れの禁止)

代金取立の委託にもとづく依頼人の権利は譲渡、買入れすることはできません。

12. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定、総合口座・貯蓄総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

13. (準拠法・裁判所管轄)

この規定の契約準拠法は日本法とします。万一この取引ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じたときは、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

14. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載、またその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上